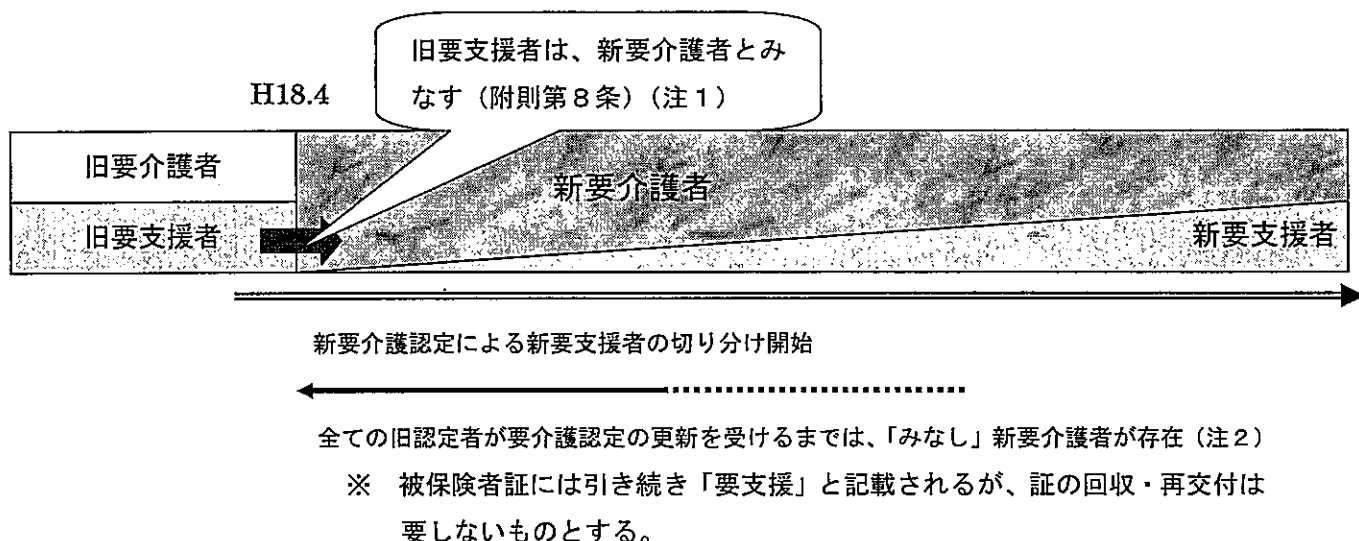


(参考) 旧要介護認定から新要介護認定への移行の流れ (イメージ図)

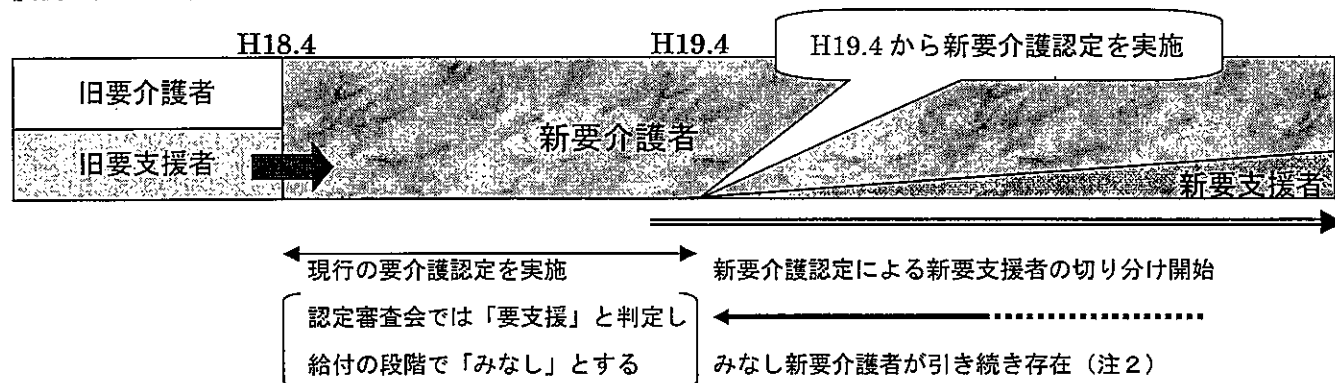
旧要支援者＝現行の要支援者	新要支援者＝制度改正後、新予防給付の対象となる要支援者
旧要介護者＝現行の要介護者	新要介護者＝制度改正後、介護給付の対象となる要介護者
旧認定者＝旧要支援者＋旧要介護者	新認定者＝新要支援者＋新要介護者

- 旧要支援者は、改正介護保険法施行日（＝H18.4.1）に一度全員が新要介護者とみなされた上で、要介護認定の更新を受けた者から新要支援者に振り分けられる。

【(例1) 18年4月から新予防給付を行う市町村】



【(例2) 19年4月から新予防給付を行う市町村】



(注1) 旧要支援者も旧要介護者も、平成18年4月1日に新要介護認定を受けたものとみなされ、「新要介護者」となる（附則第8条）

(注2) 要介護認定の有効期間は、当初設定された有効期間の残存期間と同様とされる（附則第8条後段）

(注3) 「新要介護者」とみなされた旧要支援者は、介護給付を受けるが、GH や施設入所を行うことはできない（現行と同様のサービスを受ける）（附則第3条第2項による読替規定）

(注4) 「新要介護者」とみなされた者でも、従前の要介護認定の有効期間が満了し、新要介護認定を受け、新要支援者と新要介護者の区分が行われる。

住所地の異動に伴う要介護認定等の取扱いについて(案)

1. 基本的な考え方

- 要介護認定・要支援認定を受けている被保険者が他の市町村に異動した場合には、転入地市町村（以下「転入先」という。）において改めて要介護認定を行う必要がある。
- しかしながら、転入先における事務負担の軽減の観点から、転出地市町村（以下「転出元」という。）により要介護認定等を受けている者が14日以内に要介護認定等を証明する書面を添えて要介護認定等を申請した時には、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該書面に記載されている事項に即して、要介護認定又は要支援認定を受けることができることとされている。（法第36条）
- 一方、平成18年4月以降については、新予防給付に係る体制が整わない市町村については、平成20年3月末までの条例で定める日までには新予防給付を施行しないため、現行の要介護認定（以下「(旧)要介護認定」という。）を行うこととされている。（改正法附則第3条）
- したがって、改正後の要介護認定（以下「(新)要介護認定」という。）を実施している市町村と、(旧)要介護認定を実施している市町村との間で住所地の異動があった場合における、法第36条の規定の適用の取扱いについて整理を行うものである。

2. (新)要介護認定実施市町村から(旧)要介護認定実施市町村に転出した場合(案)

(新)要介護認定実施市町村から(旧)要介護認定実施市町村に転出した場合、(旧)要介護認定実施市町村においては新法第36条の規定を適用し、(新)要介護認定市町村が交付した受給資格証明書に記載されている要介護状態区分を従来の要介護状態区分（次ページ参照）とみなして要介護認定を行うこととする。

- ① (新) 要介護 2～5 を受けている者
→ (旧) 要介護 2～5 とみなす。
- ② (新) 要介護 1 を受けている者
→ (旧) 要介護 1 とみなす。
- ③ (新) 要支援 2 を受けている者
→ (旧) 要介護 1 とみなす。
- ④ (新) 要支援 1 を受けている者
→ 「みなし要介護」とみなす。

法第 36 条を適用

3. (旧) 要介護認定実施市町村から (新) 要介護認定実施市町村に転出した場合 (案)

(旧) 要介護認定実施市町村から (新) 要介護認定実施市町村に転出した場合、(新) 要介護認定実施市町村においては (※) 印の場合を除き、新法第 36 条の規定を適用し、(旧) 要介護認定実施市町村が交付した受給資格書に記載されている要介護状態区分を新たな要介護状態区分 (下記参照) とみなして要介護認定等を行うこととする。

- ① (旧) 要介護 2～5 を受けている者
→ (新) 要介護 2～5 とみなす。(法第 36 条を適用)
- ② (旧) 要介護 1 を受けている者
→ 法第 36 条は適用されず、要介護認定に係る手続きの一部を省略することはできない。(※)
- ③ (旧) 要支援で、「みなし要介護」の給付を受けている者
→ (新) 要支援 1 とする。(法第 36 条を適用)

※ (新) 要介護 1 に該当する者は、現行の要介護 1 に該当する者のうち、

- ・ 疾病や外傷等により、心身の状態が安定していない者や
- ・ 認知機能や思考・感情等の障害により、十分な説明を行ってもなお、新予防給付の利用に係る適切な理解が困難な者

とすることを予定しているため、法第 36 条の規定に基づき、転居前の市町村から交付された要介護認定・要支援認定に係る書面に即して要介護認定等を行った場合においても、認定結果を一義的に示すことは困難であることから、法第 36 条の適用はできないとしたものである。